

12月9日の本会議において、福祉教育常任委員会に付託を受けました議案第79号及び議案第83号から議案第85号までの4議案について、12月11日に開催した委員会の審査結果を報告します。

主な質疑は次のとおりです。

議案第79号湖南市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、誰でも通園制度の基準についての質疑に対して、基本はその保育園の基準です。また、内閣府令でも採用されていて、それをそのまま市の基準としていますとの答弁でした。保育士の確保についての質疑に対して、会計年度任用職員で、一日6時間で週5日間勤務の募集なら応募があると考えています。1月の広報誌、ハローワーク、ホームページで募集しますとの答弁でした。一時預かりと誰でも通園制度の利用に関して、この制度を優先的に利用することは可能かについての質疑に対して、誰でも通園制度を月10時間利用し、10時間を超えたら一時預かりを利用する可能性はありますとの答弁でした。利用者の声を聞くことも大事なのではとの質疑に対して、アンケートなどをとり改善していきたいと思っています。利用にあたっては、国のシステムに従つて行う予定をしています。また、要望などがあれば改善をしていきますとの答弁でした。

議案第83号湖南市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、地域限定保育士とあったが、一般制度化されたのかとの質疑に対して、これまで特区の指定を受けた都道府県が、独自に研修制度などを設けて、その地域で保育士として働く制度です。今後は都道府県知事が地域限定保育士を認定でき、その都道府県で働けます。また、3年間、保育施設で一定の条件を満たして働き、全国どこでも保育士として勤務できますとの答弁でした。この制度で従来の保育士や保護者から納得してもらえるのかとの質疑に対して、大学、短期大学、専門学校を卒業している方、高等学校や中学校を卒業して、児童福祉施設で2年以上2,880時間以上勤務した方、児童福祉施設で5年以上かつ7,200時間以上勤務した経験のある方を対象に学科試験と実技があります。試験は滋賀県が行います。根本的には、保育士確保の制度と理解していますとの答弁でした。

議案第84号湖南市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、学童保育の保育士の現状についての質疑に対して、すべてが保育士ではないが、支援員の資格を取られている方もおられるとの答弁でした。

議案第85号湖南市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、虐待の事例の報告はあったのかとの質疑に対して、過去に1園相談があった園がありましたとの答弁でした。

以上が質疑の概要ですが、その後、各議案に対して討論はなく、採決を行いました。

その結果、議案第79号については、賛成多数をもって原案どおり可決すべきものと決定し、議案第83号から議案第85号までの3議案については、いずれも全員賛成をもって原案どおり可決すべきものと決定しました。